

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年2月4日（令和7年（行情）諮問第165号）

答申日：令和7年7月11日（令和7年度（行情）答申第178号）

事件名：特定ウェブサイトに掲載されている特定の4名の年齢が分かる文書の
不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月7日付け厚生労働省発感1007第57号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

15歳から40歳未満の男4名と公表した以上、厚生労働省は当該4名のそれぞれの年齢を把握していると想定でき、何らかの資料を保有していると考えられるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和6年9月3日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、令和6年10月7日付け厚生労働省発感1007第57号により、不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月1日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

（1）原処分の妥当性について

特定URL30ページは、国立国際医療研究センターが運営するCOVID-19 Registry JAPANに基づく解析の概要を示したものであり、その表にある15歳～40歳未満の男の心筋炎関連事象者数4名については、国立国際医療研究センターが保有するデータを同センターが集計して厚生労働省に提供されたものであって、厚生労働省としてデータ元の「15歳～40歳未満の男の心筋炎関連事象者数4名」にかかる個別年齢の情報を保有しておらず、開示請求に係る行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はない。

本件審査請求を受けて、諮問庁として、念のため、改めて開示請求に係る行政文書の検索を行ったが、「15歳～40歳未満の男の心筋炎関連事象者数4名」にかかる個別年齢の情報を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが確認されたため、不開示とした原処分は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、15歳～40歳未満の男4名と公表した以上、厚生労働省は当該4名のそれぞれの年齢を把握していると想定でき、何らかの資料を保有していると考えられる旨を主張するが、本件対象文書の不存在については、上記(1)で述べたとおりである。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和7年2月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月25日 | 審議 |
| ④ 同年7月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、何らかの資料を保有していると考えられるとして本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書は、特定URLに掲載されている文書の特定の表中に記載されている、15歳から40歳未満の男の心筋炎関連事象者4名の「年齢」が分かる文書である。

(2) 審査請求人は、15歳から40歳未満の男4名と公表した以上、厚生労働省は当該4名のそれぞれの年齢を把握していると想定できるとして、何らかの資料を保有していると考えられる旨主張する。

(3) これに対し、諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、当該表は、国立国際医療研究センターが保有するデータを同センターが集計して厚生労働省に提供されたものであって、厚生労働省としてデータ元の「15歳～40歳未満の男の心筋炎関連事象者数4名」にかかる個別年齢の情報を保有しておらず、本件審査請求を受けて、諮問庁として、念のため、改めて開示請求に係る行政文書の探索を行ったが、当該情報を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが確認された旨説明する。

(4) 特定URLに掲載されている文書の内容を確認すると、審査請求人が開示を求める個別の年齢を処分庁が把握していることをうかがわせる事情は認められず、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、本件対象文書の探索についても、特に問題があるとは認められず、その外に、諮問庁の当該説明を覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

特定URL 30 ページの表にある、15 歳～40 歳未満の男の心筋炎関連
事象者数4名の、「年齢」が分かる資料